

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に A その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が B までの間（ C による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③ C による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

A	B	C
1 陥るおそれがある場合	終了する	デジタル選択呼出装置
2 陥った場合又は陥るおそれがある場合	終了する	モールス無線電信又は無線電話
3 陥った場合又は陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置
4 陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話

A－2 次の記述は、船舶局に備える船舶自動識別装置（簡易型船舶自動識別装置を除く。）の条件について述べたものである。無線設備規則（第45条の3の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次の(1)から(8)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。
- (1) 時分割多元接続方式による二波同時受信が可能であること。
- (2) A による受信が可能であること。
- (3) ポーリングモード（他の船舶局又は海岸局からの送信要求に応じて動作する機能をいう。）を有すること。
- (4) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置からの測位情報を B の単位で処理することができること。
- (5) 他の船舶局又は海岸局に対し自動的、かつ、連続的に情報を送信できること。
- (6) 必要に応じて C を送信することができること。
- (7) 少なくとも D の方位、距離及び船名を表示できること。
- (8) その他無線設備規則第45条の3の4第1項に掲げる各条件に適合すること。

A	B	C	D
1 デジタル選択呼出装置	5万分の1分	画像情報	2隻分
2 ナブテックス受信機	5万分の1分	文字情報	3隻分
3 デジタル選択呼出装置	1万分の1分	文字情報	3隻分
4 ナブテックス受信機	1万分の1分	画像情報	2隻分

A－3 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について述べたものである。電波法（第48条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して **A** を経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の **B** の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の **B** に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかったとき。
- (2) 引き続き **A** 間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の訓練の課程を修了しなかったとき。
- (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の無線従事者の資格を有する者でなくなったとき。
- (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が **C** を超えたとき。

	A	B	C
1	5年	操作又はその監督	5年
2	5年	操作	3年
3	3年	操作又はその監督	3年
4	3年	操作	5年

A－4 無線局の運用に関する次の事項のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 2 船舶局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 実験等無線局を運用するとき。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその無線局を運用するとき。

A－5 次の記述は、電波法第65条（聴守義務）ただし書の規定により船舶局、海岸局及び船舶地球局が聴守することを要しない場合について述べたものである。無線局運用規則（第44条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶地球局にあつては、 **A** を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき。
- ② 船舶局にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる場合
 - (1) **A** を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき。
 - (2) 156.65MHz又は **B** の聴守については、当該周波数の電波の **C** 場合
- ③ 海岸局については、現に通信を行っている場合

	A	B	C
1	無線設備の機器の試験又は調整	156.8MHz	使用が制限されている
2	無線設備の緊急の修理	156.875MHz	使用が制限されている
3	無線設備の緊急の修理	156.8MHz	指定を受けていない
4	無線設備の機器の試験又は調整	156.8MHz	指定を受けていない
5	無線設備の緊急の修理	156.875MHz	指定を受けていない

A－6 次の記述のうち、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に適合しないものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- 2 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、その事項及び措置の内容
- 3 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- 4 無線局が外国において、当該外国の主管庁の検査を受け、その結果について指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の内容
- 5 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態（遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上重要な通信に関するものに限る。）

A－7 海上移動業務の無線局の免許状等に関する次の記述のうち、電波法（第14条及び第21条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- 2 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条又は第50条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。また、無線従事者が、電波法第39条の規定により主任無線従事者として選任の届け出がされたものについては、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受講したことを証する書類を併せて携帯していなければならない。
- 3 免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力及び運用許容時間を記載しなければならない。
- 4 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 5 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあっては、免許状は主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

A－8 次の記述のうち、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に適合しないものはどれか。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、できる限り、これを遭難に係る船舶等を運行する者に通知しなければならない。
- 2 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 4 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。

A－9 次の掲げる記述のうち、有害な混信、遭難の呼出し及び通報等に適合しないものはどれか。国際電気通信連合憲章（第45条から第47条まで及び附属書第1003号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。
- 2 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。
- 3 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- 4 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に影響を与える「許容し得る混信」の程度を超える混信をいう。

A－10 次の記述は、誤って遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
 - (1) 各局 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
 - (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
 - (5) 海上移動業務識別 1回
 - (6) 遭難警報取消し
 - (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、 しなければならない。

A	B	C	D
1 連絡設定が最も容易な海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	3回	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
2 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	1回	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3 海上保安庁	無線電話により	1回	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
4 連絡設定が最も容易な海岸局	無線電話により	3回	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守

A－11 船舶局又は船舶地球局が寄港する国の政府又は権限のある主管庁が、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するために行う検査に関する次の記述のうち、無線通信規則(第49条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 政府又は主管庁は、明白な違反が認められるときは当該無線設備を検査することができる。
- 2 政府又は主管庁は、船舶局又は船舶地球局のある船舶が出港しようとするときは当該無線設備を検査することができる。
- 3 政府又は主管庁は、寄港地において検査を受けていないときは当該無線設備を検査することができる。
- 4 政府又は主管庁は、通信士の証明書が提示されないときは当該無線設備を検査することができる。
- 5 政府又は主管庁は、通信士の職務上の知識の証明がされないときは当該無線設備を検査することができる。

A－12 次の記述は、無線局の臨時検査（注）について述べたものである。電波法（第73条及び第111条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、
同じ字句が入るものとする。
注 電波法第73条第5項の検査をいう。

- ① 総務大臣は、次の(1)から(5)までに掲げる場合には、その職員を無線局に派遣して、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。
- (1) 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように **A** その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- (2) 無線局の発射する **B** に適合していないと認め、当該無線局に対して **C** を命じたとき。
- (3) **C** の命令を受けた無線局からその発射する **B** に適合するに至った旨の申出があったとき。
- (4) 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- (5) その他電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。
- ② ①の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、 **D** に処する。

A	B	C	D
1 当該無線設備の修理	電波の型式、周波数又は空中線電力がその免許状に記載されたもの	期間を定めて無線局の運用の停止	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 当該無線設備の取替え	電波の質が総務省令で定めるもの	期間を定めて無線局の運用の停止	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
3 当該無線設備の修理	電波の質が総務省令で定めるもの	臨時に電波の発射の停止	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
4 当該無線設備の修理	電波の質が総務省令で定めるもの	期間を定めて無線局の運用の停止	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
5 当該無線設備の取替え	電波の型式、周波数又は空中線電力がその免許状に記載されたもの	臨時に電波の発射の停止	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

A－13 次の記述は、船舶局無線従事者証明に関する報告等について述べたものである。電波法（第81条の2）及び電波法施行規則（第43条の4）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 **A** 必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が電波法第48条の3（船舶局無線従事者証明の失効）第1号又は第2号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、総務省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の **B** するための書類であって総務省令で定めるものの提出を求めることができる。
- ③ ②の総務省令で定める書類は、次の(1)から(4)までのいずれかのものとする。
- (1) 船員法施行規則第39条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書
- (2) 海岸局又は船舶局の **C** の証明した経歴証明書
- (3) 電波法第48条の3第1号の訓練の課程を修了したことを証する書類
- (4) (1)から(3)までのほか、これらに準ずる書類であって総務大臣が別に告示するもの
- ④ ③の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して **D** を経過した日とする。

A	B	C	D
1 電波法を施行するため	効力を確認	免許人	3月
2 電波の規整その他公益上	有効期限を確認	免許人	3月
3 電波の規整その他公益上	効力を確認	主任無線従事者又は船舶の責任者	1月
4 電波法を施行するため	有効期限を確認	主任無線従事者又は船舶の責任者	1月

A－14 義務船舶局等の時計の時刻の照合、電源用電池の充電及び無線設備の機能の維持に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第9項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- 2 義務船舶局に備え付けておかなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。
- 3 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 4 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池並びに義務船舶局の双方向無線電話及び船上通信設備の電源用蓄電池は、できる限りしばしば充電しておかなければならない。

A－15 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

B－1 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海岸局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数の電波を使用して、
□アにより、電波法施行規則別図第1号3（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。
この場合において、受信した遭難警報が □イ の周波数の電波を使用するものであるときは、□ウ 送信するものとする。
- ② 船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、□エ の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。
- | | |
|------------------|----|
| (1) メーデー（又は「遭難」） | 1回 |
| (2) □オ | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の識別信号 | 3回 |
| (5) 受信しました | 1回 |
| (6) メーデー（又は「遭難」） | 1回 |

- | | |
|--|----------------------|
| 1 デジタル選択呼出装置又は無線電話 | 2 デジタル選択呼出装置 |
| 3 中短波帯又は短波帯 | 4 超短波帯 |
| 5 受信から1分以上2分45秒以下の間隔を置いて | 6 できる限り、速やかに |
| 7 当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数 | 8 当該遭難警報を受信した周波数 |
| 9 各局 | 10 遭難警報を送信した無線局の識別信号 |

B－2 船舶航空機間双方向無線電話に関する次の記述のうち、電波法（第37条）、電波法施行規則（第2条、第11条の4、第12条及び第28条）及び無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶と航空機との間で当該船舶の捜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- イ 国際航海に従事する旅客船の義務船舶局の無線設備には船舶航空機間双方向無線電話1台を備えなければならない。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものについては、この限りでない。
- ウ 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であって、国際航海に従事する旅客船又は総トン数300トン以上の船舶に備える船舶航空機間双方向無線電話は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、その型式について総務大臣の指定を受けたものであって、告示されたものを施設する場合は、この限りでない。
- エ 海上移動業務において、船舶航空機間双方向無線電話を使用して遭難通信及び緊急通信を行う場合は、A3E電波121.5MHzの電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、この周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。
- オ 船舶航空機間双方向無線電話を備える船舶局は、当該無線設備において、A3E電波121.5MHz及びF3E電波156.8MHzの電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

B－3 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 送信局は、業務を満足に行うため十分な電力で輻射しなければならない。
- イ 混信を避けるために、送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
- ウ 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- エ すべての局は、長時間の伝送、無線通信規則に定めのない略語の伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくは紛らわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を行ってはならない(無線通信規則第19条(局の識別)に定める場合を除く。)
- オ 遭難及び安全のための周波数、無線通信規則第31条(海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)のための周波数)で特定される遭難及び安全に関連する周波数並びに同規則付録第27号で特定される安全及び正常な飛行に関連する周波数に対する混信の回避には、特別の考慮を払わなければならない。

B－4 海上移動業務の無線局の免許後の変更手続きに関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式又は周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- イ 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- ウ 変更検査（電波法第18条の検査をいう。）は、変更検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。
- エ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- オ 無線局の免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

B－5 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による通信を行う場合における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 に調整し、自局の発射しようとする によって聴守し、 を確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、 に混信を与えるおそれがあるときは、 でなければ呼出しをしてはならない。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 1 受信機を最良の感度 | 2 送信機を最良の状態 |
| 3 電波の周波数 | 4 電波の周波数その他必要と認める周波数 |
| 5 他の通信に混信を与えないこと | 6 遭難通信、緊急通信又は安全通信が行われていないこと |
| 7 他の通信 | 8 重要無線通信 |
| 9 少なくとも10分間経過した後 | 10 その通信が終了した後 |